

第 2 回

逗子市情報公開運営審議会

令和3年3月26日（金）

逗子市総務部情報政策課

令和2年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和3年3月26日(金)

午後2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

- (1) 令和2年度上半期の情報公開制度の運用状況について(報告)
- (2) 広報誌「広報ずし」についての意見書の提出について
- (3) その他

出 席 委 員 (7名)

会 長	関 根 進 悟
副 会 長	鈴 木 良 太
委 員	栄 田 美 子
委 員	稲 葉 大 策
委 員	花 野 充 生 子
委 員	小 沢 弘 子
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員 (0名)

事務局等出席者

情報政策課 担当課長	矢 島 小百合
情報政策課 会計年度任用 職員	判 治 恵 子
情報政策課 会計年度任用 職員	伊 勢 由紀子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0名

配付資料

1. 令和2年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿（第15期）
3. 資料 令和2年度上半期 情報公開制度の運用状況
4. 資料 令和2年度第1回審議会会議録
5. 資料 広報誌「広報ずし」についての意見書（案）

参考資料

逗子市情報公開制度をもっとよくするためには：会長私見資料
広報ずし2021年3月号P.8「職員の人数や給与などの状況」

午後 2時00分開会

○**関根会長** それでは、皆様おそろいのようなので、逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、第2回の情報公開運営審議会を開催いたします。

1年1か月ぶりなので、軽く近況報告をお願いしたいと思います。

(各委員より近況報告)

○**関根会長** それでは、事務局のほうからの配付資料の確認をお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○**関根会長** それでは、議題に入りたいと思います。

令和2年度上半期の情報公開制度の運用状況について、事務局のほうからお願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、資料番号は振っていませんが、令和2年度情報公開制度の運用状況をお聞きください。

令和2年度の上半期分、4月から9月までの状況ということで、9月30日現在の状況となります。

まず、上半期の1の公開請求件数と決定件数ですが、合計欄をご覧ください。

①の全部公開が18件、②の一部公開が4件、③の非公開が1件、④の却下がゼロ件、⑤の不存在が6件、こちらの主な理由は、Aの会議録等で未作成、または作成途中のものが4件、それ以外が2件となっております。

⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中が2件、⑧の取下げがゼロ件、⑨の延長が3件でした。こちらの延長については、延長件数としてカウントするため、その後にそれぞれ決定はされていますが、それぞれの請求月に件数は残ります。

それから、⑩の請求件数の合計は28件ですが、全部公開から取下げまでの①から⑧までを合計をしますと31件になりますが、複数の決定となったものがあるため、合計数は一致しておりません。⑪のネット請求につきましては、内数になりますが18件です。

また、⑫の口頭請求が4件ありますが、こちらにつきましては一度公開請求

があつて公開決定した情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭による公開請求ができるということで、その場で情報を確認できるというものです。これは条例の第9条、ハンドブック98ページに規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、後ほど御説明させていただきますが、9ページに内容が記載されております。

以上が、令和2年度の上半期の公開請求決定件数ですが、参考までに申し上げますと、昨年度、令和元年度の上半期分の⑩の請求件数の合計は85件、うちインターネット請求が46件でしたので、請求件数は昨年度に比べ減少しております。

減少の主な理由は、昨年度は複数課にわたる情報公開請求が2件あり増加していたことと、今年度は新型コロナウイルス感染症による影響もあったのではないかと思います。例えば会議の開催見送りなど、各所管の業務縮小による対象情報の減少、請求も控えられたと思います。また、7月に総合的病院誘致計画を断念したため、その影響もあります。

2の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が7件、総務部が4件、次のページ、2ページになりますが、市民協働部が2件、福祉部が6件、環境都市部が6件、消防が1件、議会が1件、教育委員会が1件となっております。それぞれ内容につきましては、3ページから6ページに記載されております。後ほど簡単に御報告させていただきます。

2ページの3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申出等につきましてはありませんでした。

5の同一人による請求件数ということで、14件請求した方が1人、2件請求したが2人、1件請求した方が10人で、実請求者数は13人となっております。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者13人のうち4人で、比率は31%となっております。

それでは、3ページ以降になりますが、令和2年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきます。

まず、3ページの基地対策課、9番、ネット請求ですが、池子住宅地区及び海軍補助施設に関する面談記録等の請求で、不存在決定となっております。理由は作成中のためですが、こちらにつきましては同じく基地対策課24番で再請

求により全部公開決定がなされております。

同じく基地対策課、19番、ネット請求ですが、8月3日AM、市長と南関東防衛局次長との面談記録の請求で、不存在決定となっております。こちらも理由は作成中のためですが、21番で再請求により全部公開決定がなされております。

次に、4ページになりますが、情報政策課、28番及び障がい福祉課、27番につきましては、9月30日現在は決定されていなかったため空欄となっておりますが、どちらも10月1日付で全部公開決定がなされております。

それから、4ページの高齢介護課、22番、窓口請求で、件名については長いので省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定がされています。非開示の理由は、個人に関する情報、協力関係維持情報、事務事業の実施に関する情報です。

同じページの国保健康課、16番、ネット請求ですが、総合的病院誘致に関する以下の文書の請求で、全部公開と不存在決定になっていますが、不存在の理由としては作成中であったため、こちらにつきましては23番で再請求により全部公開決定がなされております。

次の5ページになりますが、国保健康課、20番、ネット請求ですが、8月3日PM、市長と逗葉医師会長との面談記録につきましては、作成中との理由で不存在決定がなされ、23番で再請求があり、全部公開となっております。

次に、都市整備課、4番につきましてはネット請求で、請求件名は長いので省略させていただきますが、全部公開と不存在決定に分かれております。不存在の理由としては調査報告書に送付状等はなく、供覧等の事実がないためとされています。こちらにつきましては、事前に所管への確認はなくネット請求があったため、当課で所管課に確認したところ、全部公開となった調査報告書は神奈川県ホームページから情報を入手しており、送付状等もなく、供覧の事実がないとの回答であったため、その事実をメールにて請求者に御連絡をしましたが、情報公開請求の対応を御希望でしたので、受理をし、対応をしたものです。

同じく都市整備課、5番につきましてはネット請求で、請求件名は長いので省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定がなされています。非

公開部分は個人に関する情報です。

次に、6ページになりますが、都市整備課、25番につきましては窓口請求です。請求件名は省略させていただきますが、一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

消防予防課、3番は窓口請求、請求件名は省略させていただきますが、平成30年度分が不存在決定で、令和元年度分は非公開決定となっております。不存在の理由としては、告発した事実がないため、令和元年度分は事務事業の実施に関する情報として、全部非公開となっております。

議会事務局、18番は窓口請求、請求件名は省略させていただきますが、一部公開決定で、個人に関する情報が非公開となっております。

以上、令和2年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきましたが、第5条第2項の非公開とすることができる情報について、個人に関する情報、第1号関係についてはハンドブック61ページから67ページに、市の事務事業に関する情報、第3号関係は、75ページから86ページに、具体的に記載されております。

続きまして、7ページの令和2年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、今回は第2回ということで、第1回もついでの間開催されましたので、9月末現在は空欄となっております。

続きまして、8ページの情報提供の内訳ということで、こちらは市政情報広場で対応したものの内容です。上半期は4件ありましたが、記載のとおりとなります。

それから、次に、9ページになりますが、こちらは、1ページで御説明しました⑫の口頭請求4件の内訳となります。口頭請求の内訳についてはご覧のとおりですが、4件全て過去の年度に公開請求、公開されたものです。請求者に、既に公開請求により公開された情報である旨をお伝えし、口頭請求として対応したものです。令和元年度の上半期は10件でしたので、口頭請求件数も減っております。

次に、10ページ、11ページになりますが、令和2年度の4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況となります。

こちらにつきましては、条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるものとされています。ハンドブック146ページから150ページになります。

12ページは、上半期分の市政情報広場の利用状況になります。

13ページは、12ページの3、総合案内の内訳で、情報公関係の主に会計年度任用職員が対応しております。4月は新型コロナウイルス感染症対策関係で、窓口件数は少し減りましたが、5月は特別給付金関係、6月はマイナンバー関係で御案内が増えまして、7月、8月、9月もマイナンバー、マイナポイントなどにより、例年より窓口の対応件数は増えていました。

それから、14ページは、有償刊行物の頒布状況です。

運用状況につきましては以上でございます。

○**関根会長** 何か御質問ございますでしょうか。この中に私が請求したものが入っていたので、ちょっと今驚いたんですけども。こういうことを聞いていたのかと。

特に何もありませんでしょうか。大丈夫ですかね。

そしたら、本日のメイン課題であります「広報ずし」についての意見書の提出に関して、入ります。

2月5日に予定していました第1回会議が新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発令されて、今回延期になりましたが、その後、委員の皆様にご了解を得て書面会議に切り替え、当審議会として、提出予定の広報誌「広報ずし」についての意見に関し、それぞれの委員から御意見を提出いただきました。

非常に、逆にかえってこういう形にして、皆さんからいろいろな意見が聞けて良かったのかなというふうに、私自身は思っております。今日はそちらの内容を踏まえて進行していきたいと思っております。現在のメンバーで審議をするのは最終でありますので、今回の審議会では広報誌「広報ずし」についての意見提出の調整については、最終回となってしまいます。

まず最初に皆様にお諮りしておかなければならない部分がありまして、意見書を提出することについては、皆さん御異議なしということによろしいでしょうか。

○小沢委員 意見書の内容を確定できるかということによるので、提出ありきじゃなくて、こういう内容で提出するのがいいですねと決まって提出なんじゃないかと、順番的には思うんですけど。

今日もう提出ありきだと、今日内容を確定できなかったらどうなるんだろうと。

○関根会長 じゃ、そこを僕、この後説明しますね。

○小沢委員 はい。

○関根会長 今日はちょっと一応、7名中6名は異議はなしということなので、一応ちょっとこれはあれなんですけども。今日の会議の進め方として、まず、事務局が作ってくださった案ありますよね。

○矢島情報政策課担当課長 一番後ろに。

○関根会長 これをちょっと今から読まさせていただきますね。

広報誌「広報ずし」について。

これは、4年間の委員の意見を事務局でまとめていただいたものです。

逗子市情報公開条例第22条は、情報公開の基本原則の一つである情報提供の推進にさらに実効性を持たせる方策として、具体的な情報提供の推進について、平成16年に新たに追加された規定ですと。

市の重要な施策に係る条例の制定及び計画の策定に関する情報、予算に関わる情報、市民生活に影響を与える手数料等の公共料金に関する情報等について、正確に分かりやすく市民に提供するよう努めなければならないとされ、市民が必要とする情報を的確かつ容易に利用できるように、広報誌等の改善に努めなければならないものとされています。

広報誌等による情報提供は、情報公開制度上の重要な事項であるとの観点から、広報誌等の改善について当審議会ですら独自に調査し、意見を述べることができるとされており、平成29年度から令和2年度にかけて、「広報ずし」について、担当所管である企画課からの説明を受けるとともに、意見交換を重ねてきました。

情報機器の急速な発展等に伴い、情報提供の仕組みも変わってきていますが、「広報ずし」は全戸に配布されており、市民が毎月受動的に市の情報を得ることができる媒体です。

平成29年度逗子のまちづくりに関するアンケート調査における、「あなたは市の情報を何から得ていますか」の質問に対し、「広報ずし」との回答が各年齢層において1位を占めていることから、市の情報を受け取るための手段として活用されていることが分かります。

市民へ情報を直接伝え、情報を共有することのできる有効な手段であり、後述のシビックプライドの醸成にも大きな役割を担っていると考えることから、今回は「広報ずし」に絞り、当審議会として意見を提出することとしました。

企画課から示された「広報ずし」の役割については、「行政情報を分かりやすく届ける」「市民がまちに参加するきっかけを提供する」「シビックプライドを醸成する」の3つであり、それらを踏まえ検討し、本条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

「広報ずし」の構成、内容について。

「広報ずし」については企画課職員より誌面のデザイン等も職員が担当し、毎月限られた時間の中で、掲載内容の編集に当たっているとの説明を受けました。現在の「広報ずし」は、以前に比べて大変読みやすくなっており、幅広い層において市の情報を得る手段として活用されていますが、最近は写真が多く掲載されているように見受けられます。効果的に写真を配置することの必要性は理解できますが、文字でないと伝わらない情報もあります。

一方、必要以上の情報量となったり、内容が難しくなり過ぎてしまって、かえって市民に伝わらないため、市民の注意、関心を引き、行動を起こしてもらうように分かりやすく正確に伝えるためには、文章表現についても工夫が必要と考えます。

また、パブリックコメントの募集、各審議会等の開催予定や市民委員・市民メンバー募集の記事などは、2色対応で目立たない掲載となっており、「市民がまちに参加するきっかけを提供する」役割の観点からも、全体のレイアウトにも配慮が必要です。

検討の中では、市民が本当に知りたい情報が「広報ずし」により提供されているのか疑問がある、情報がコントロールされているのではないかという意見が出ました。これは平成29年11月号の緊急財政対策についての突然の記事、また1年後の平成30年11月号の「財政危機を乗り越え安定性を回復」の記事を目

にしての意見です。選挙を控えた時期の平成30年11月の記事に違和感を抱いた市民がいたことは否めません。

広報誌には、行政により選択された情報が行政の判断で提供されるものであるから、ただ情報を掲載すればよいのではなく、何を伝えるために掲載されているのか市民に伝わらなければならない、情報が正確に伝え切れていないとすれば、誤解を生じ、場合によっては行政への信頼を失うきっかけともなりかねません。

その情報がどのように受け止められるのかなど、情報を受け取る側の目線に立った広報誌づくりを心がけていただきたいと思います。

シビックプライドの醸成について。

シビックプライドとは市民の誇りを示す言葉ですが、単に地域に対する愛着を示すだけでなく、自分自身が関わって地域を良くしようとする当事者意識に基づく自負心であり、その醸成には「広報ずし」が大きな役割を担っていると考えます。

例えばふるさと納税制度について、委員間でも意見交換の機会がありましたが、返礼品目的での寄附が主流になってしまうことにより、本来市民サービスに充てるべき市税が流出しているという実態について、広報誌等に掲載することにより、市民が当事者として意識を持つことができます。

前述のアンケート調査では、9割の方が逗子市に愛着を感じてると答えていますが、逗子市の魅力や暮らしやすさのみの発信だけでなく、市の抱えている課題や今どのようなことに力を入れているのかなどを伝えることにより、市民のまちづくりについての認識を深め、まちづくりに積極的に参画することができると考えます、このような観点からも広報内容を検討され、シビックプライドの醸成につなげられることを期待します。

その他。

近年、行政からの情報伝達だけにならないよう工夫した住民参加型の広報誌が増えており、逗子市においても市民が主役の広報誌として市民に親しまれる広報を目指し、対応されているところですが、今後広報誌づくりに関しても市民の意見を積極的に取り入れることのできる仕組みを検討されるよう希望します。

今年度に入り、新型コロナウイルス感染症関係で広報誌の変更が続いたが、未検討の状況。

一応、実はこれ、事務局のほうで矢島課長が作ってくださったものだと思うんですけども、この意見素案を基に、修正する部分、削除する部分、加筆する部分というのをつけていこうと思っています。

冒頭に小沢先生のほうからお話があったんですけども、この意見書素案に関して、基本的には進めていこうと思っているんですね。この意見書素案に関して、御納得いただけない方っていらっしゃると思います。まだ直していませんけれども。

○小沢委員 その御納得って、どういう意味ですか。

○関根会長 この内容で、基本骨格はこの内容ですよ。今言ったこの話に関して、納得できるか納得できないかといったときに、何か基本となるもの、もしくは骨格的になるものがなくちゃいけないわけですよ。この骨格そのものが、もう全否定なのか全否定じゃないのかというところですね。

○小沢委員 その骨格、そもそもこの意見書で一番言いたいとか言わなければいけない点は何なのかということが、そんなにすっきり分かっているわけではないので、今日の審議会で見解交換をして、コンセンサスが得られたら意見書として提出するという自体に反対しているわけではないですし、たたき台としてこの意見書素案をベースに見解交換をしていきたいと思いますということも、別に反対しているわけではないんです。

ただ、最初から意見書案を出しますよねということだと、もしこれで合意ができなかったら。

○関根会長 最後は合議制はとります。

○小沢委員 はい。

○関根会長 それでもしここでまとまらない場合は、不成立という形には当然なります。

○小沢委員 ですから、これをベースに見解書を出す方向で議論していきましょうということであれば、別に全然異議はないです。

○関根会長 ええ。それで、その目的という部分に関して、ちょっとこれから説明させていただきますけど、こちらのほうで、ちょっとこれ集約したような

形になってしまうんですけれども、情報公開って何なんだろうと考えたときに、普通の人が考えているのは、今、市民が市へ情報公開を求めるものというのが、何となくこの情報公開制度というふうに皆さんは思われていると思うんですよ、これは能動的なものですよね。

こちらの議論に、今までずっとこの何十年、10年間か20年間は議論されてきた経緯があって、ここ三、四年の間で、いや、ちょっと待てよと。市が発信する情報というのも、これも情報公開なんじゃないかというふうに考えたわけですよ。市はどちらかという、能動的な部分に関しては、市民が情報公開を求めるものというものに関しては、これはすごく進んでいると。

ただ、市が発信する情報というものに関しては、これはちょっとまだ隙間があるんじゃないかなというふうに、実は考えていて、じゃ、逗子市の情報公開制度をもっとよくするためにはということで、昨年12月に、昨年というかこれは前回の資料を使っている、いろいろ市長選挙で市民も考えさせられたのかなというふうに思っていて、そんなことがいろいろ書いてあって、逗子市民が市政の情報を入手する手段として、担当窓口への問い合わせ、ホームページ、広報ずし、情報公開制度請求を主に利用したということになると思うんですけれども、しかし、そこに正確な情報や真実が本当に全て公開されていたのだろうか。また、正しく公平な情報公開が各セクションより提供されていたのだろうかということに関しては、正直なところ、市政に対して、市役所に対して疑義・不安、心配、諦め・失望感を持っているというのが現実なんじゃないのかなというふうに、これは私の私見ですけども。

そういうときに、逗子市の情報公開に、次のページですね、関する在り方を市役所全体で直す必要があるということで、これは当たり前のことなんですけれども、公開請求があった場合に正しい情報を包み隠さず担当所管は提供すること。公開請求がなくても情報コントロールをしたりせず、真の出来事や数字を作成すること。市民が情報を正しく理解し、状況に応じて市民が意見を言える機会を奪わない。上記ができるように、広報ずしやホームページ等で発信すること。（専門用語、目につかない、パブリックコメントを募集したという既成事実を作るなど）。こういったことを付けることが必要じゃないかと。

情報公開は市民が請求するだけではなく、市役所や市議会が発信することも

含めて情報公開が成立すると。市民には市政の運営をチェックする権利があり、そのことを市政は否定することができないと。逗子市の情報公開の仕組みを編成し直す必要があるとも考えていて、ここ実は前は、少しちょっと過激だ、行き過ぎだという意見があって、実はここも変えています。

逗子市情報公開、1年後ぐらいを目途に「情報公開」＋「情報発信」、これは今まで言ってきたことですよね。今回はこの情報発信の部分を主に話し合しましょうという意見ですね。だから、先ほどの矢島課長を初めとした事務局が作られたものに関して、加筆、修正、それから削除等をしていくこと。それプラス、「？」と書いてある部分があると思うんですよ。これが何なのかということ、この会議論で出す必要があるなと思っているんですよ。

この「？」という部分に関しても意見書の中に入れてたいというふうに、僕は実は考えています。この「？」ということに関しては、議論していく中で追い詰めていければと思っているんですけども、情報発信にはホームページも含まれているんですけど、今回は広報誌だけに限ってという形になります。

次のページで、そもそも広報誌とは何なのかというふうになると、現状の広報誌を見ていると、伝えることだけになっているんですよ。じゃなくて、伝わる、動機付け、共感できるということだと思っている、ちょっとこれすいません、昨日夜に打って、「情報」が「譲歩」になっていましたね。情報公開の目指すもの・最終ゴールとは、ファーストステップとしてはシビックプライドの醸成で、ちょっと僕、会長コメントのところで間違っ、シビックプライドの醸成というのはもう出来上がっていると言っちゃったんですけども、シビックプライドって、郷土愛とそれから市民性の両方なんですよね。

これは資料を付けるのを忘れ、あ、一番最後ですね、シティプロモーション、人口増加（減少の歯止め）プラス経済活性化、営業活動ということですよ。シビックプライドというのは、まちに対する市民の誇りを示す言葉ですと。日本語の「郷土愛」といった言葉と似ていますが、単に地域に愛着するだけではないところが違います。要は市民が誇りを持つということは、ここはもう出来上がっている。シビック、市民には権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味があると。自分自身が関わって地域を良くしていこうとするが、ある種の当事者意識に基づく自負心、それがシビックプライドというこ

とですということで、要はこの市民性というものがまだ抜けているから、シビックプライドの醸成というものができていないと。

だからこのシビックプライドの醸成を完成させないと、セカンドステップに行けないと。このシビックプライドの醸成を作るために、この広報ずしをうまく何とか活用できないかという議論をしていきたいということなわけですよ。

そうすると、このシビックプライドというものが出来れば、問題解決へ向けた行政と市民との協力体制の構築というものが出来てきて、先ほど栄田さんが言ったように、非常に苦しい状況、これを例えばどこかが助けてくれるだとか、そういったことを官民協働でやることによって、今財政難に陥っている逗子市のできることで非常に限られていて、そういったことを少ない予算の中で、いかにうまく効率的に市民と行政が協力して助けていくか。

最終的には、地域に寄り添った共生及び個々の生活、例えば医療、子育て、高齢者対策などの向上というほうに持っていくということになっていきますので、今日はそのことについて話し合っていくということで、いずれにしても、次のページですが、情報公開制度を守るということというのは、それから進化させるということは、市民の民主主義の根幹であるということをお忘れにならないということで、それで、私のほうでこの広報ずしについての委員からの意見というのをまとめ、これを提出をちょっとお願いしたというところなんです。

ここまでで、ちょっと何か皆さん御質問ございます。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、事務局としてちょっと情報公開の、ここは市民協働のような、ちょっと、多分ほかの委員さんもだんだん広がっているような感じに取れると思うんですけど、情報公開制度というのは手段ですよ、目標を達成するための手段なんですけど、それで情報提供の推進も必要だということで22条ができていますよね。その22条の中で、広報誌等の改善に努めなければならないということになっているんですけども、そこがきちっとできているかどうかというところを、この情報公開の運営審議会は御意見を言う権限があると思うんですね。

○関根会長 そうですね。

○矢島情報政策課担当課長 ですから、最終目標というのは分かるんですけども、そこでどこまでこちらの運営審議会で御意見が言えるかというところで、

ちょっと大きな目標となって…。

○**関根会長** この最終目標を達成するのは、この情報公開運営審議会じゃないんですよ、僕が言っているのは。あくまでも、逗子市がシビックプライドを醸成することによって、逗子市全体がこうなることが希望というか、理想ですよ。という話があって、そのファーストステップとして、シビックプライドを醸成するために広報誌に対して意見を言いたいというのが今回のテーマなんですよ。

だから、広報ずしについての意見を皆さんから集約して、今回桐ヶ谷市長に意見書を提出したいということなんですけど、言っていること間違っています。

○**矢島情報政策課担当課長** いえ、まちづくりとか市民協働のお話に広がっている中で御意見を求めているように、私は思えるんですけども。例えば、市民の意見を行政運営に生かすとかというのは、情報公開ではないですよ。

○**関根会長** だってさ。

○**矢島情報政策課担当課長** それができるようにするというのは、情報公開制度も一つだとは思いますが。

○**関根会長** だってそれをやるにしてもさ、言わせてもらえば市民と行政が仲良くなければ、信頼関係を得られなければシビックプライドの醸成もできないし、じゃ、最終目標、別にこの最終目標をこの情報公開運営審議会でやれという話じゃないけれども、広がっている部分をやろうということなので、たどり着くわけじゃないですよ。

○**矢島情報政策課担当課長** それで、会長のこちらの資料を見て皆さんに御意見をという、皆さんちょっと混乱するんじゃないかなという感じはあって。

○**関根会長** ええ。

○**矢島情報政策課担当課長** 情報公開制度という、情報公開条例に基づいてということで、情報提供の推進が重要なことであるということから、こちらの22条が追加規定されたわけですね。その中で情報公開運営審議会もこちらに対して御意見を言えるというようなことなので、この22条に基づいて審議会がいろいろ審議した結果、こうでしたということ意見をまとめるような形、その中に当然先ほどのシビックプライドとかそういうのが入ってくるというのは、いいと思うんですけども、会長のこの資料を今日見て、ここから話が始まってしまふとなかなか難しいのかなという感じはするんですけども。目標をという

ことでの御説明であれば、別に。

○**関根会長** だから、僕が言っているのはあくまでも全体の部分のうち的一部分を言っているだけの話であって、将来の逗子が消滅しないためにはどうしたらいいのかというところのその一歩として、広報誌の改善をしましょうよと言っているだけなんですよ。この内容も広報ずしに関することしか聞いていないですよ。それ以外のこと聞いていないですよ。

だから最初にもお伝えしたように、この事務局が作ったものが非常によくできているので、これを基に1個ずつ、1項目から13項目までありますけれども、それぞれ話し合っ、法と照らし合わせながら追加するものは追加する、それから、素案のものの中から削除するものは削除するみたいなことを一個一個やっ、ていこうかなと思ったんですよ。それであれば御理解できますかね。

皆さんいかがですか。

○**栄田委員** そもそもこの情報公開運営というのは、請求されたことによって公開、市民から請求されたことを公開するかしないかというのを審議する会議、私が最初から来ていたときは。で、途中から情報発信のほうも情報公開として必要ではないかというふうに流れていったと思うんですね。

そこを、情報公開のこのハンドブックの中だけでは、情報を市のほうから発信することはできないと思うんですよ。こちらのほうを変えていかないと。だから、そこが今ちょっと、広報のほうをいじっていても市のほうは動かないんじゃないかなとも思うんですけど。

○**関根会長** 市のほうが動くか動かないかという部分に関しては、これはもう僕らは意見書提出するというところまでしかできないので。

○**栄田委員** それしか多分できないことは確かなんですよ。どこかのタイミングでやらなければ、何も変わらない。

○**関根会長** ただ、そのことも含めて、じゃ、例えば「？」という部分がありましたよね。「？」という部分に今の意見を付け加えるということはあると思うんですよ。ただ、例えばほかにも、僕らはこの意見を言う権利はあるわけですよ、広報誌に対して。じゃ、広報誌が作られる過程において何か委員会みたいなものを作るのか、もしくは期首に行われるその委員会に情報公開審議会の会長だけは参加するみたいなことが、さっき言った「？」の中に入れていいん

じゃないのかなと思うんですよ。

それを市長側が、市役所側が、意見として受け止めるか受け止めないかというのは、また別の話だと思うんですよ。受け入れられないというのであれば、もうそれだけの話だし、それについて前向きに検討しようということであれば、そうであると。そのことに対して、これ以上動かすことはできないですよ。

ただやっぱり提言しないと市って動かないじゃないですか。だから、そうすると、今栄田さんがおっしゃられたとおり、ハンドブックのほうももう少し変える必要があるというのであれば、そういった意見も入れればいいと思うんですよ、僕もこれを見ていなかったのかもしれないけども。

○矢島情報政策課担当課長 ハンドブックというよりも条例の話になってきますので。情報発信というのは…。

○小沢委員 これ自体は情報公開条例であって、市の持っている情報を市民が要求したら、できるだけ公開しましょうねということが、一応骨子になっているもので、もちろん附随的な会議の公開とか情報提供とか、そういうものも入っていますけど、条例自体はそれが骨子になっていて。

今の、市と市民との信頼関係をどうやって醸成しようとか、協働してやっていこうとかと、そういう話は多分また別なところで、市民協働とかという、市の施策としてもありますよね。

そこがどういう在り方をするのかで、その中で広報誌をどう活用するかみたいなことも出てくるのかもしれないんですけど、そっちで話すべきことなのを広報誌に。

○関根会長 いや、そうじゃないでしょう。

○小沢委員 でも、本来こう言いたいんだけども、広報誌に関連付けて。

○関根会長 でも、その広報誌ができていないから、その広報誌が思った内容になっていないから、情報公開運営審議会としてはそれに対して提言をするということですよ。その提言に対して、じゃ、そのこのセクションがどう考えるかということ。提言する権利はあるわけですよ。

○小沢委員 提言する権利としてはあるんですけど、でも何かこう、言う権利があるから言っぱなしで、あとはそちらにというよりも、ここでの提言って重みがあるものなわけですよ、当然。だから重みのあるものとして出すんですよ。

れば出したいということで。言うだけ言ってみたいな感じではなく、重み付けがちゃんとできるように、説得力のあるような意見書にしたほうがいいと思います。

○関根会長 そうですね。

○鈴木副会長 私は広報ずしを結構気に入っています。今回は80点のものを85点とか90点にするという提言だと私は思っています。提出した意見はその立場で書いたつもりですし、その意味で、広報ずしをもっとよりよくという観点が良いと考えています。

だけど、私見と書いてありますけども、逗子市民は市役所及び市政に関して疑義、不安・心配、諦め・失望感を持っていると、ここからスタートするとなると、ちょっと私はついていけないところがあります。私はそういうことを感じていないですから。その観点ではなくて、広報ずしをもっとよりよくするという観点だけに準拠した提言書にしたいと思いますね。

○関根会長 じゃ、例えば鈴木さん、これ見てもらえます。これの意味って分かります。読まれましたよね、ここの部分のページって。

○鈴木副会長 ちらっとは見ていますけどね。

○関根会長 これでどういうふうに理解されました。

○鈴木副会長 こ職員が減っているということと、期末手当が幾つかとか、そういうことですよ。

○関根会長 それ、いつから減ったんですかね、給料って。給料っていつから減ったんですかね。

○鈴木副会長 職員が減っているということで。

○関根会長 職員が、7位から80、全国5位から71位になりましたと書いてありますよね。これっていつから71位になったんですかね。

○鈴木副会長 私はだから意見に書いたわけですよ。広報ずしは、詳細についてはホームページに誘導してもいいと思っているわけです。もしそこまで問うと、記事量がものすごく増え、必要なことが分散してしまうので、質問があるならば、ホームページとの連携を考えるべきということです。

○関根会長 ここも2次元バーコードですよ。2次元バーコードですよ。これがあっていいと思うということですよね。

○矢島情報政策課担当課長 QRコードですね。

○関根会長 これは僕も賛成なんですよ。

これね、花野さん、いつから、今年の4月1日から給料が減っているですかね。今年の4月から、5位から71位になったということですかね。

○花野委員 そもそもこれに関して、私はそこまで深くここで理解を示す必要があるのかというふうに思っていて、例えばウェブページへの誘導というお話がありましたけれど、横浜市はそれに関して、詳細な職員の給与に関する詳細な、かつ分かりやすいウェブページを持っているんですね。なので、そちらに誘導するというのもありですけども。

ここの、例えば5位から71位になったということに対して無関心な人もいるわけで、そこをそこまで深く突っ込んで考えさせるというか、見る市民がどこまでいるのかというのも、そこも疑問で。

ちょっと私は別の意見も書いたんですけど、職員のことだけにフォーカスするのであれば、じゃ、特別職の給与とか議長とか市議会のほうにも、だったら突っ込んだらというのは書いたんですけど、意見書の中に。それはちょっと意見書には載せられないのでということで、矢島さんから御相談があったんですけど。

そこまで給与であるとか職員数であるとかということに、広報ずしに対して載せる必要があるのかという疑問が一つあったのと、あと職員に対して突っ込むのであれば、だったら私のほうがすごい疑問を持っている市議会のほうに対しても突っ込むべきじゃないかという、その2つがあるので、何かここに対して5位が71位になったのはいつかとか、そういうことに対して、私は細かくどうこうではなく、大きいところで、さてこれを載せました、これを細かくしたほうがいいですか、これで分かりますかというのは、ちょっと何か論点が違うような気がするんです。

○関根会長 これ、僕が出した理由というのは、これを見た瞬間に、今年の4月から5位から71位になったと思ったんですよ。ところが、矢島課長と論議している中で、ちょっと言い合いになったんですよ。矢島課長に調べてもらったんですよ。これ実は、経過措置終了後に71位になりますということなんですよ。このことが正しく伝わる書面になっていないんです。だから、何も財政のこと

とか市役所の給料のことにに関して云々言っているつもりはないんですよ。別に1,000万もらう職員がいてもいいと思っているんですよ。

ただ、この前の平井市長の選挙のときもそうだし、今回のこういう面もそうだし、特にやはりこの財政の面に関しては、きちっとやっぱり、不信感を持つところが正直言って多過ぎる。結局、正しく伝えなくちゃいけないところを正しく伝えていないというところが、僕は問題だと思っているんですよ、正しく伝えようとしなくて、逃げようとしているところ。

○小沢委員　そこまで断定できるかというのと、一応注意書きには書いたり。

○関根会長　こんなの見ないですよ。

○小沢委員　いやいや、見ます。

○関根会長　それだったら、一番後ろのところに、現在経過措置中ですよというふうに重要な言葉を書くべきという話ですよ。それをわざわざ小さくここに書くのというのは、これは広報誌の在り方としては、誤解を招く方法ですよ。

○小沢委員　この中身をきちんと理解して細かくちゃんと理解しようと思えば、注意書きも読むべきだろうと思いますし、別に印象操作しようとかいっているわけではないと思いますけれども。

○矢島情報政策課担当課長　すみません。こちらについては、人事行政の運営等の状況の公表というものがあまして、皆さんにお配りできるよう、ホームページの内容は御用意はしてあります。

実は、この給与の適正化の欄については、この人事行政の運営等の状況の公表のところには含まれていないんですけれども、こちら職員課が恐らく適正化実施による効果ということで、こちらのほうに載せて。ホームページにはこの情報ってどこかに載っているんですかと職員課に確認したら、特には載っていないということなんですけれども。この経過措置終了後がいつというのが書いていないんですねという話は、私のほうからもさせていただきました。

これは令和6年4月1日だそうです。段階的に住居手当を下げっていくということで、そちらのほうはもう条例改正があまして、議会にもきちっと御説明をしてという形でやっているんですけれども。これは確かに、分かりづらいと言われれば分かりづらいところです。

職員の応援派遣制度の確立というののも、恐らく人事行政のところには載って

いないと思うんですけれども。この人事行政の運営等の状況の公表というのは、地方公務員法第58条の2の規定に基づいて、地方公共団体の長が毎年職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等の人事行政の運営等の状況について公表しているものですということで、神奈川県ホームページも、各市町村のそちらにリンクするように、神奈川県ホームページでも載っております。

そちらのほうで、これは職員課が何か操作したくてやったわけではなくて、やはり説明が不足している部分がありましたねということで、私のほうからもお話ししたんですけれども。広報のところどこまでの情報が行ってこういうふうに編集されているかというのは、ちょっと分からないです。職員課が情報をこういうふうに出したのか、広報のところで少しページのレイアウトのところで減っているのかというのは。恐らく職員課の原稿をこういうふうにレイアウトしたという形だとは思いますが。

ですので、こういうのが広報に載っていて、市民の方、興味がある方は当然お問い合わせ、職員課と上に書いてあるんですが、そちら、またホームページでこういうふうに確認できますとあって、ホームページを見ていただいたとき、ホームページを見られない方は、職員課なり情報公開のほうに来ていただいて、ちょっとこちらのほうで見ていただくという形になると思うんですけれども、これを見ていただいて、なおかつこの内容についてもっと知りたいと、これでは分からないでしょうということであれば、情報公開請求をしたらもっと何か書類が出てくるのかどうかとか、そういう御相談を当課のほうで受けるという形になっていますので、全てが広報には載せられないというのは当然だと思いますね。

あと、職員が説明するというのも大事だと思うんですよ。お聞きになられたときにきちっと説明をして、それで御納得いくように説明ができるようにということなんですけれども。今回は広報ずしに絞って御意見をということなので、広報ずしのところで、これではちょっとやはり不足していたねというのを会長のほうでおっしゃられている、事情はこういうことです。令和6年の4月1日で、各自治体の今の状況と比較していますから、各自治体がまたもっと下がってくれば、このとおりの順位にはならないかもしれないです。

○稲葉委員 質問があるんですけど、職員数は昨年の年末、もしくは今年の3月の末。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっとごめんなさい、私のほうでは。

○稲葉委員 分からないかもしれませんが、どうなんですかね。ホームページでちょっと。

○関根会長 これ、ちょっといいですか、よりよくするというふうに鈴木さんおっしゃられたじゃないですか。これ賛成なんですよ。よりよくするためのこの会議なんですよ。よりよくするという中には、正しく分かりやすく提供するということの解釈なんですよ。この文例として出ただけなんですよ。だから、何も僕は財政を狙い撃ちにはしていないんですよ。そこをちょっと理解してほしいんですよ、選挙の件に関しても。ただやはり分かりやすいんですよ、ここの。財政のところとかこういうところって、僕らって。

だから、こういうところが結局改善しなくちゃいけないところですよ。レイアウトの問題だとか、ここにこういう、二次元バーコードがついたということはすごくいいことだと思うんですよ、事実すぐ飛べるからね。ちょっと御高齢の方たちは難しいかも、スマホを持っていない人は難しいかもしれないけれども。だからこういうことなんですよ、言いたいことというのは。それを肉付けを、この素案にしていきなというふうに思っているんですよ。だから、別にこのことを目標とは別に思っていないんですよ、これに対して。それだけはちょっと誤解しないでいただきたいなというところなんですよ。よろしいでしょうかね。

ちょっと時間がないので、今日まとまらなければこれはもうなしという話になるので、一個一個行ってよろしいですかね。

1番の、広報ずしについての委員からの意見ということで、これを大体見ていますと、皆さんこれに関しては何か意見ございます。

皆さん広報ずしについては活用されているということで、ここはもうほぼ皆さん同意見かなというふうになっていて、意見書にも、市の情報を受けるための手段として活用されていることが分かりますと記載されてあるので、特にここの何か、素案から書き加えることはなしということで大丈夫ですかね。

分かりました。

じゃ、次2ページ目に行きます。

広報ずしは2年前ぐらいから刷新され、文字が大きくなり、写真の量が増えました。それは活字量が減ったともいえます。このことに関して意見を記入してくださいと。

このことに関して、素案のほうでは、写真の量と活字量については、幅広い層が読むためにやむを得ないという御意見もあり、これは意見書か、もあり、意見が正直言って分かれています。案のほうの2ページ目の2行目のところに、現在の広報ずしは、以前に比べ大変読みやすくなっており、幅広い層において市の情報を得る手段として活用されていますが、最近では写真が多く掲載されているように見受けられます。効果的に写真を配置することの必要性は理解できますが、文字でないと伝わらない情報もありますと。

一方、普通以上の情報量となったり、内容が難しくなり過ぎてしまったりは、かえって市民に伝わらないため、市民の注意、関心を引き、行動を起こしてもらおうようわかりやすく正確に伝えるためには、文章表現についても工夫が必要と考えますというふうにあるんですが、この辺のところを、この素案から削除すべきなのかこのままでいいのかというところなんですよ。

これを見ていると、野々山先生がおっしゃられているところでいうと、予算制約のため、全体のページ数が変わらない限り、文字が大きくなり、写真の量を増やせば活字の量が減るのはやむを得ないと、まあそうですね、はい。

柴田さんの、写真は過多だと思いますと、文字の大きさは適切かと。

鈴木副会長だと、情報理解には文字が大事と考えます。このため、全体のレイアウトを密にするとともに、写真は半分の量に、見出しの文字を小さくし、記事の文字間・行間も狭め、文字量を増やして情報量のアップを図ると、より魅力的なものになると思いますみたいなことが書いてあって、花野さんは、不要に写真が多い。写真の大きさも無駄に大きいものがある。写真を見てほしいのか文章を読んでほしいのか中途半端。だから、書籍ではないが、何だこれ。

○花野委員 「どくごかん」ですね。

○関根会長 「どくごかん」ね、初めて聞いた。読後感がないし、記憶に残るのが少ない。また、余白が多く1ページを目いっぱい使えていない。行間や文字の大きさなどを含めた紙面のレイアウトの刷新が必要、何となくレイアウト

の刷新が必要みたいな感じのことなんですかね、皆さんの言っていることって。写真が多いことには賛成と言っている人は、この中では言っていないのかな。

○小沢委員 私は反対ではないです。反対というニュアンスでは書いていないつもりです。

○関根会長 書いていないんですよ。こっちのほうを見ると、これは素案のまままでいい感じですかね。

○鈴木副会長 実物を持ってきましたが、横須賀市の広報誌も絵が多いんですよ。僕は素案のまままでいいと思います。

○関根会長 素案のまままでいいですかね。

○鈴木副会長 はい。

○関根会長 じゃ、ここは御異議なしということによろしいですか、分かりました。

次、3番目まいりたいと思います。

広報ずしを閲読することで内容は伝わり、理解できましたか。それとも大まかで内容があまり伝わらず、理解できないことがありましたかというところで、ここに関しては、情報量不足のため消化不良のときがあります、鈴木さん、それから柴田さんが、知りたい情報があったときホームページ参照等ありますが、オンラインを使わない世代には厳しい。PCがなく、結局市役所に問合せ、出向くことになる。オンラインを使う世代には便利。

内容は90%超え、稲葉さん、その場で理解している、後日、疑問に思ったことも半年に1回くらいはあったが、別途調べて理解している。

花野さんも、内容は伝わる。詳細について結局ウェブサイトに頼ることにはなるが、広報ずしを見た当初、パブリックコメントとは何とっていたが、この委員会に入ってから理解した。同じような人も少なからずいるのではと。

小沢委員、分かりやすい説明になるよう努力はなさっておられると思います。以前、会長から御指摘のあったパブリックコメントは、広報を見ても何のことかよく分からず、意見を出そうという気にならないだろうと感じますが。せめてウェブ版からクリックすると、ということで、ここは2ページ目の18行目から、広報誌には、行政により選択された情報が行政の判断で提供されるのであるから、ただ情報を掲載すればよいのではなく、何を伝えるために掲載されて

いるのかが市民に伝わらなければならず、情報が正確に伝え切れていないとすれば、誤解を生じ、場合によっては行政への信頼を失うきっかけにもなりかねない。その情報をどのように受け止められるのかなど、情報を受け取る側の目線に立った広報誌作りを心がけていただきたいと思いますと。

これはいかがですかね。このままの文章ということで、異議がある方いらっしゃいますかね。

○小沢委員 おっしゃっていることはそのとおりなんですけど、あえてでも言うということは、今までのもので、誤解を生じたり行政への信頼を失うきっかけになるようなまずいのがありましたよということが前提でないとおかしいですよ、文脈として。

だから、それがありましたというのは、その上の部分にもあるんですけど、結構そこは説明をきちんとしないと、説得力がなくなる。こんなに不正確でこんなに誤解を招いて信頼感を損なうような内容ですというには、そうであるということの詰めはしっかり書くべきであって、何か印象的にこうですとか、こんなふう感じた人がいっただけで終わらないで、具体的にこの数字は本来だったらこの数字を使うべきだとか、そこまで言えなくても、何かきちんと指摘しないと、ざっくりした感想みたいになってしまって、意見書としての重みが薄れてしまうのではないかと。

○関根会長 じゃ、例えばそれは、ちょっと僕の中ではごめんなさい、皆さんに言えるのが財政のことしか思い浮かばなくて、このこととか、平井市長のことを責めるのはよくないから、財政の健全化のことを一、二行付け加えるようにしますか。

○小沢委員 だとすると、平井市長の財政緊急危機を乗り越えた安定感を回復、の記事について、何がまずくてどこが誤りの情報を提供して、何を隠蔽したのかみたいな、そこが本当に隠蔽ですよと、意図的な情報操作ですよと、誰がと、100%じゃなくても多くの市民がそう受け止めるのがやむを得ないぐらいなんだということ、みんなの共通認識できちんと、事実とか数字とかに照らして言わないと、こういう印象を持った人がいました、でもそうは思わない人もいました、終わり、になってしまうと、重みがなくなると思いました。

○関根会長 分かりました。じゃ、こうしましょうか。後述のところ。

- 矢島情報政策課担当課長　ここは9番のところで、御質問させていただいたときに。
- 関根会長　要はあれですよ、市長選の前の顔写真の件ですよ。
- 矢島情報政策課担当課長　はい。9番とダブっているところがあるので、そのままの理解、情報量不足なのか、何を伝えたいのかが分からないのか、伝わっていないのか、どちらか、どちらの理由も事務局としてはあるんじゃないのかなとは思ったんですけども。
- 関根会長　そうなんですよね、これ情報量不足でもあるし。
- 矢島情報政策課担当課長　情報量が不足しているのか、でも全ての情報ってやはり載せられないんですよ、広報に。そのときに誘導するようなところが必要、今もう誘導しているところが多いんですけど。栄田委員がおっしゃられたように、オンラインを使わない世代には厳しいというのがありますので、まちまちになってしまうんですね。
- 栄田委員　いっそのこと、広報ウェブ版と普通の紙面ごとに分かれちゃえばいいんじゃないですかね。抜粋だけを紙にして、うんと詳しいのだったら、もうあれだけじゃ足りないですよ。
- 関根会長　なんか僕、全ページ取り付けるべきだと思っているんですよ。
- 栄田委員　ただ、本当に今回私の母の件で困ったのは、そういうの病院なんかじゃ使えないし。かといってパソコンを、実家もWi-Fi設備がなかったので、やりようがないんですよ。本当に困っちゃったのが実際なんです。どんどんどんどんオンラインに誘導しているんですけども、結局はここに来て聞くしかなくなっちゃうこと多々あったので、オンラインオンラインは、やはりWi-Fi設備があるところはいいんですよ。ない場合には、本当に独り暮らしの方とかは困っちゃいます。
- 関根会長　そうですよね。そしたら、ちょっと待ってくださいね。小沢さんのほうの意見で言うと、説得力という部分ですよ。
- 小沢委員　はい。
- 関根会長　その説得力という部分を、矢島さんね、この素案の中で選挙中の意見の件ありましたよね。後述に、選挙中の。
- 矢島情報政策課担当課長　それは14行目から書いてあるんですけど。

- 関根会長** ちょっと待って、14行目に書いてある。今ね、かなり焦っている私。
- 矢島情報政策課担当課長** 14行目から17行目には書いてあるんですが。ですので、3番と9番はダブっているのか。3番をどこかに、どうしても載せなきゃいけない情報量が、広報は足りないですよという意見を言わなければいけないのか。最終的にはやっぱり…。
- 関根会長** だから写真が多過ぎるとするのはやっぱり問題だから、写真の量をもう少し減らして情報量を増やしましょうよということは、言っていると思っ
たんですよね。
- 矢島情報政策課担当課長** ただ、広報の担当としてはやはり、まず手に取って
いただくと。まるっきり読みたくなるようなものではないというところ
ですね。
- 関根会長** そこは分かるんですよね。そこは表紙が解決すればいいものと思
うんですよね。表紙だけで。
- 矢島情報政策課担当課長** あんまり細かく言ってしまうと、今度広報の在り方
検討会みたいになっちゃうのであれなんですけれど。そうではないので、きち
っと情報を、人によってやはり必要な情報って違うと思うんですよ。ですから、
そこに、なので情報公開条例のところには市民が必要な情報と書いてあるんで、
これをどうやって皆さんが受け止めるかということところにもなるんですけれど。
- 鈴木副会長** 意見書素案の2ページ目の7行目と8行目が3に対応しているの
かなど、私は理解したんですけどね。
- 矢島情報政策課担当課長** そうですね。
- 鈴木副会長** 文字を増やせと書いてはいますが、ここは文章です。文章表現
について工夫が必要だろうと。
- 関根会長** まあそうですね。
- 矢島情報政策課担当課長** 実は行政の職員が作成しているものですから、ちょ
っとまろやかな感じになってしまっているところがあって、これじゃ伝わらな
いですよというような御意見があれば、そこをどう直したらいいのかなという
のは、ちょっと私のほうでも分からないという。それぞれ皆さんがおっしゃら
れたことを載せていこうと思ひまして、素案のところに入れていったような形
なんですけども。

- 栄田委員** ちょっと今感じたことを言っていていいですか。この場で話し合っ解決するものではない気がするんです。
- 関根会長** そうなんですそうなんです。
- 栄田委員** 情報公開運営審議会で話し合うべき内容じゃない気がするんですね。やっぱり広報を作る部署のところでこういう質疑応答をどんどんやっていって、広報誌を良くしていくしかないんだと思うんですよ。
- 関根会長** そうですね。
- 栄田委員** 市民が情報公開課に来て情報を求めるだけじゃなく、市からも情報を出しましょうという意見を出すのはいいと思うんですけども、ここでこの会議をしても解決しない問題なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。
- 関根会長** だからそこまで細かい問題は入れなくていいよということですよ。
- 栄田委員** そうそう。これをただ流されて終わりかなという感じもしないでもない。
- 関根会長** じゃ、もうこれこのままでいいですね、ここね。
- 小沢委員** すみません、せっかく段取りに従ってちゃんと会議を進めていただいているのに申し訳ないんですけど、この中で別段皆さん意見はないですねのところだけにすると、これを意見書として出す意味がどこにあるかなみたいな感じになってしまうかなという感じが。
- 関根会長** そこはさっきの「？」のところですね。
- 小沢委員** そうなんです。
- 関根会長** これ、後程言います。
- 小沢委員** 栄田さんがおっしゃったとおりなんです。
- 栄田委員** さっきからちょっと聞いていて、だんだん疑問になってしまう。
- 関根会長** 僕はあくまでも広報誌を良くするためのきっかけづくりを作るんですよ。
- 栄田委員** その気持ちはすごくよく理解できます。
- 関根会長** そう、だから実際にやるのは広報委員会なんです。そこでもめばいいですよ。きっかけを作ることなんです。そのことが重要なだけの話であって。だから、ことさらここで細かくああだこうだというふうに、批

判とかそういうのもする必要ないと思うし、このぐらいの文章でいいんじゃないのかなという気はしているんですけども、いかがですかね。ここはこのままでよろしいですかね。

○栄田委員 絶対出すんですよ、これは。上げるということですよ。

○関根会長 絶対出すとはまだ決まっていない。決まっただけではないけれども。提言をしたいというふうに、会長としては思っています。

○栄田委員 はい。

○関根会長 じゃ、ちょっとここはこのままということで。

次、4番、これちょっと4番、5番、6番なんですけど、これちょっと、4番、5番それから6番、7番、これちょっと意見まとめるの難しいなと正直思いました。これ優先順位って、花野さんもさっきあったけど、その時折によってという話もあるじゃない。そういうのもあるから、どれが必要でどれが必要じゃないかというのは、そのときそのときに決めることだから、ちょっとここを深く議論してもしょうがないかなという気があって、ここはもうちょっと素案のままでいいのかなという気がしているんですけども、皆さんいかがですかね。

この中で例えば何か入れたいものってあります。4番、5番、6番、これだけはというのは。

でね、ちょっと待った、鈴木副会長のところで、震災の件があったな。

○鈴木副会長 個別具体的過ぎるからカットでいいですよ、これで。

○関根会長 ちょっと震災だけは、震災というか。

○矢島情報政策課担当課長 防災。

○関根会長 防災を載っけてもらえないかなと思ったんですよ。

○鈴木副会長 最新号が防災なんですよね。だけど内容的にちょっと過去を振り返りすぎかなという感じがしました。

○関根会長 結局僕も何年も住んでいて、32か所避難所があるんですけど、そしてたら32か所の避難所どこも知らない、正直なところ、いまだに。だからその防災というのを入れるということではいかがですか、このところ。

○鈴木副会長 じゃ、例えば防災等市民の関心が高いであろうトピックスを。

○関根会長 そう。

- 鈴木副会長 入れるとかね。
- 関根会長 そう、そうするとさっき花野さんが言った、その時折のというのにつながるから、それをちょっと入れるということではいかがでしょうか。4、5、6、7に関しては。よろしいでしょうか。
- 栄田委員 だから逆に広報委員会みたいなのを作ってやったほうが、よっぽどいいですね。情報委員会でやるべきなのか。
- 矢島情報政策課担当課長 その他のところにはちょっと書いてあるんですけども。
- 栄田委員 情報委員会でやることなのかなというふうに、ちょっと疑問を最近、この案。
- 花野委員 さっき会長がおっしゃった、きっかけを作るというための意見書ではあるので、ここで細かいことを話すのではないというのをおっしゃるとおり、分かるんですけど、違うよ、こうしたいよという重みのあるものに対して私たちは動いているということは、意味はあると思うんですけど、どうですかね。
- 関根会長 そうですね。
- 鈴木副会長 最後の語尾は緩くなると思うんですね。希望しますとかね。回答を求めないという感じで良いのでは。
- 栄田委員 そうですね、回答を求めないですね。
- 関根会長 稲葉さん、どうぞ。
- 稲葉委員 これ、広報ずしについて評価するという方とあまりしないという方がいて、そこが分かれていますよね。それで、この中で一つ何かコメントを付ける必要は、今おっしゃったように、もしするのであれば、両論併記したりするとか、えらい大変なことになりますよこれは。
- 関根会長 ちなみにこの中で、広報ずしを評価している方は手を挙げてもらえます。広報ずしを評価されている方。
- 稲葉委員 評価している、はい。
- 小沢委員 はい、評価。
- 稲葉委員 私が思うに、ほかの広報誌とか何かも、鎌倉とか、そういうのに比べてみても、やはり公平に見て評価できていると思っています。
- 関根会長 今、手を挙げなかったのって花野さんと誰だ。評価していない。

- 鈴木副会長 私は評価してます。
- 柴田委員 評価しないのは2人。
- 関根会長 じゃ、それと花野さんですよ。
- 花野委員 はい。
- 関根会長 それはどうしてですか。どこの部分ですか。そしたら両論併記できるから。
- 花野委員 ここに書いていることが全てと言えれば全てなので、それがすごい難しいんです。どこがというふうに、全体的にということなんですけど。
- 小沢委員 欲しい情報じゃないものばかり、毎月来ている的な感じですか。
- 花野委員 はい。とか、他市、例えば厚木市とか、受賞した広報誌を見たんですけど、他市のとか葉山のものとかを見ていると、圧倒的に情報量が違うというところをすごい感じまして、レイアウトとかうまく使っているにも関わらず、情報量が多くて見させるものになっているというのが、他市を見たときにすごいそのインパクトが強くて、それと比べたときに、これはさっき言ったレイアウト云々と書いたんですけど、無駄な紙面の使い方をしているなというところが、大きく私の中で疑問としてあったので、それゆえ評価に値しないというところが私の意見です。
- 関根会長 その文章を両論併記で入れますか、両論併記、今の文章を。
- 矢島情報政策課担当課長 どこに入れますか。
- 関根会長 柴田さんは。
- 矢島情報政策課担当課長 変な話、この意見書がぼんやりとしちゃうんですね、どんどんいろいろ入れていくと。
- 関根会長 ただ、一方で、前から写真が多過ぎるかもと書いてあるじゃないですか。このことって、今花野さんが言った部分なんですよ。だから、僕も情報量が少ないというのは否めないと思っているんですよ。そのことを入れたほうがいいと思うんですよ、今のことは、レイアウトの変更とかね。写真含めたところも。その分もっと文章量が多くないと、これ単なるぺらぺらとめくるだけで終わっちゃうんですね、中身がないものとして。
- 中身をある程度濃いものにしないと、ホームページに誘導できないんですよ、それすら、少ないと。だから今花野さんが言ったのは正論だと思うんですよ。

栄田さんは。

- 栄田委員 私はもう大変申し訳ないですが、正直見る時間がない。
- 小沢委員 たしかに。
- 栄田委員 見る時間がないというのと、あと、子供を育てているときには予防注射の期間とかそういう情報、あと年末年始のごみの情報とか、生活面での情報は見るんですけども、そういうとき以外というのはぱっぱと横に流れちゃうという。広報を作っている方には申し訳ないんですけど、広報誌に求めている。
- 関根会長 うんうん、なるほど。分かりました。
- 栄田委員 生活面で必要な情報だけを見ているという形ですね。特に老人とかを見ていると、老人に関することも特にないので。自分でケアマネジャーとかから情報を得ているいろいろやっていくしかないのです。
- 関根会長 広報誌の中でやはり防災、それから社会福祉関係に対する情報というのは、僕は結構厚めにしなくちゃいけないなどは思っているんですよ。
- 栄田委員 そうすると、もう本当きりがなくなっていくのかなと思うんです。
- 関根会長 だから、そのことってこれに書いたんだっけ。ちょっと待って。
- 栄田委員 だから、写真の部分をそれに替えればまだいいんですよ。
- 関根会長 そう。ちょっと待って。ああそうか、これ書いていないのか。そしてたら矢島課長、高齢者、ひとり親、介護等の。
- 矢島情報政策課担当課長 あまり具体的にそういうのを。
- 関根会長 社会保障に関する内容はもう少し厚くすべきであるということと、それから、レイアウト等の変更によって文章量をもう少し多くして濃くするというような感じの内容のことを、どの辺に書けばいいの、これ。
- 矢島情報政策課担当課長 広報の内容、先ほどの情報量が少ないと、圧倒的に情報量が違っていると、やはりそういう誘導ができないとかはいいんですけども、何とかに対する情報量が少ないとか少ないとかというのは、今この中で言えますかね。明らかにそうなのかどうかというのは、ちょっと分からないので、多分情報量が少ないというのは、御指摘のとおりなのかもしれないんですけど。
- 関根会長 じゃ、分かった。
- 矢島情報政策課担当課長 人によってやはり欲しい情報って違うんですね。

○関根会長 分かった分かった。

○矢島情報政策課担当課長 情報公開とすれば、市の重要な施策が市民に伝わっているのか、それに対して情報が欲しいよといったときに、皆さんがそこにたどり着けるのかというのが、私たちの情報公開運営審議会の意見が言える部分だと思うんですけども。

○関根会長 じゃ、ちょっとそれは市長に口頭で伝えるわ、私。

○栄田委員 いいと思います。

○関根会長 今の部分は口頭で伝えるから、ちょっと花野さんの部分は。

○矢島情報政策課担当課長 情報量が少ない。

○関根会長 情報量がというの、これを。

○矢島情報政策課担当課長 これ、2ページ目の5行目ぐらいの後ろにくっつけるということによろしいでしょうか。情報量が少ないことによって、ホームページとかに誘導することもできないと。

○関根会長 はい。

○栄田委員 余談なんですけどね、マイナンバーカードってあるじゃないですか。家族の関係で市役所に来て説明を受けて、また帰って書いてもらって、また来てみたいな。そういうのもどこかの情報に載ってればいいんですよね。

だからよく矢島課長とお会いしたいんですけど、市役所に何回も来て。何度来たかという感じなので。その辺がホームページで見ればいいのかもかもしれませんが、その時間をもったいなく、ぱっと来ちゃうというほうが早かった、口頭で人に話を聞いたほうが早いので。

○関根会長 フェイス・トゥ・フェイスでね。

○栄田委員 用紙もその場でくれるので。そうなんですよ、だから広報誌にそこまでを求めていくと。結構今の私の精神状態で行くと、全て否定なんですよ。本当それはちょっと申し訳ないんですけど。

○関根会長 お察しします。

○栄田委員 すみません、ありがとうございます。

○関根会長 分かりました。

じゃ、今のところ2ページ目の5行目のところで。

9番は、これは皆さんほぼ同じ意見なのかな。

- 小沢委員 1人だけ、後ろ向きで書いているかもしれないです、私が。私は選挙民じゃなかったんで、そのときの市民感覚というのを直接感じていないので、何かちょっと遠目に見た感じの意見になってすみません。
- 関根会長 じゃ、そこは無視しましょう。今の議事録に載っちゃうか、まずい。
- 小沢委員 録音されているのでちょっと。
- 関根会長 議事録、ちょっと今回めちゃくちゃに。
- 小沢委員 どこかで議長が発言削除とかで問題になったところもありますから。
- 関根会長 一番最初のあれ、なしね、近況報告。
- 矢島情報政策課担当課長 はい。各委員から近況報告ということで書かせていただきます。1行。
- 関根会長 この財政危機の部分のページは、もうこれぐらいでいいですよ。あんまりこれ以上言うとけんかになっちゃうとか、人間関係が悪くなっちゃう。
- 小沢委員 情報がコントロールされているのではないかという意見が出ましたというのとか、違和感を抱いた市民がいたことは否めませんというのは、確かにそのとおりなんですけど、そのとおりなんですけど、うちの意見として出すという、割合と多数がそうであって、そのように受け止めるのもこれからいったら当然そうで、というふうな趣旨になりますよね。
- 情報がコントロールされているということに私はちょっと、コントロールとまで言っているのかという感じがするんです。
- 関根会長 いやでもね、僕これコントロールだと思うんだよね。
- 矢島情報政策課担当課長 いや、本当にコントロールなんてしないです。本当に。
- 関根会長 じゃ、頭が悪いということ。
- 矢島情報政策課担当課長 これは公表しなければいけない項目ではないんです。ですけど入れたんだと思うんですよ。人事行政のところにはないんですね、皆さんにもお配りしているかと思うんですけど。ここの給与の適正化というのは、議会でもいろいろ条例改正のところでも御質問あって、議事録にも残っているとしますので。
- 関根会長 じゃ、コントロールじゃなくて情報が正しいものかどうか。

- 小沢委員 正しいものかどうかだと、正しくないって感じですよ。
- 関根会長 情報が正しいかどうか判断がつきにくい。
- 小沢委員 でも、正しいかどうかは元データを見れば分かるんじゃないかみたいな突っ込みが入りませんか。
- 栄田委員 以前に広報の方がいらしていたときに、少ない人数で短期間で作っているとおっしゃっていたじゃないですか。だから、やっぱり無理があるんだと思います、細かくちゃんとやるには。
- 関根会長 月に1回ですからね。
- 栄田委員 うん。それをちょっと職員の方もおっしゃっていましたよね、無理があると。だから、それこそ人事まで言う権利はないですけど、人を増やして広報に力を入れていく以外はできないんじゃないのかなと。あと知識のある方、こういうの。情報量が少なく、それこそこういう結果になっちゃったんだと思うんですけど。
- 矢島情報政策課担当課長 本当にコントロールしているわけじゃなくて。
- 栄田委員 コントロールではないと思います、これ。
- 矢島情報政策課担当課長 この経過措置終了後という。
- 関根会長 情報が正しいかどうか判別しにくいという意見もありましたぐらいにしてもらえます、それぐらいならいいですか、じゃあ。
- 小沢委員 何かやっぱり違和感が、すみません。判別しにくいも何か違うくないですかという。
- 矢島情報政策課担当課長 判別はできないですよ。
- 小沢委員 判別は。だって、広報ずしは、市の立場からの説明なわけですから。
- 関根会長 だけどさ、パブリックコメントのところも、パブリックコメントがあそこに書いてあるということは、意見が何も出なければ来ていないんですよ、ゼロ通か2通なんですよ。来ていないということは、もうそれでいいですねというふうに、もう市が都合よく通しちゃうということなんですよ、パブリックコメントって非常に重要なことなんですよ。それが目立たないんですよ。これって完全に通そうとするコントロール行為ですよ、どう見たって俺からすれば。
- 矢島情報政策課担当課長 いや、それは。
- 関根会長 だからコントロールという言葉を使いたくないといういうんであ

- 稲葉委員 というんだったらまだ両論併記に近いから、そういう表現ならばね。
- 矢島情報政策課担当課長 これも意見、そうですね。
- 稲葉委員 何々であると言い切ってしまうのであれば、総意がそういうことになっているのであると。
- 矢島情報政策課担当課長 総意で意見が出ましたというふうにとれるということですね。私はお一人の方から出たから出ましたと書いてしまったんですけど。検討の中では、市民が本当に知りたい情報が広報ずしにより提供されているのか疑問があるという意見もありましたので。
- 関根会長 でよろしいですか。大丈夫ですか。問題ないですか、稲葉さん、大丈夫ですか。
- 花野さん、大丈夫ですか。
- 花野委員 大丈夫です。
- 関根会長 小沢先生、大丈夫ですか。
- 小沢委員 いや、いいです。
- 次のところが、「これは」につながるの。この「これは」というこの事象が疑問がありますにつながるんですよというので、はい。ちょっとまとめ方が難しいなと考えつつ、飛ばしてください、どうぞ。
- 関根会長 次、10番なんですけど、これ口頭で言いますか。
- 矢島情報政策課担当課長 10番ですか。これは実は会議録として公表されますので、このままでよろしいですか。皆さんにメールでお送りしたんですけども、第1回の会議録として載りますので、当然そのままです。
- 関根会長 財政に関して絞り込んである話なので、ここまで皆さんの意見でいうと絞り込む必要はない、これについて絞り込む必要はないんじゃないかという話があったので、ここはもうカットということでどうかなというふうに思ったんですけど、いかがですか。何か載ったほうがいいということとかがあってありますか。
- 鈴木副会長 カットでいいと思いますけどね。
- 関根会長 カットでいいですか。
- 鈴木副会長 私も意見出しました、本当に正解かなと自分でも考え直していましたので。

○関根会長 じゃあカットで。だから、特に素案の部分に付け加えることは何もないということですよね。矢島さんね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○関根会長 そうですね、仕事が減ってよかったですね。

次の、上述の8から10を踏まえて、広報ずしにおいて本来伝えるべき、提供されているか記入してください。これは何だ。

○矢島情報政策課担当課長 これは8から10で。

○関根会長 これは特に付け加える必要ないですよ。この文章、意見素案を見ている限りでは、同じようなことを書いているので。

じゃ、ここはこのまま通過しちゃってよろしいですか。

○鈴木副会長 はい。

○関根会長 じゃ、次、12番。広報ずしについての意見。これもどうでもいいっちゃどうでもいいところだけど。何でこんな質問を作っちゃったんだろうなという、反省しちゃう。

ここはシビックプライドの醸成についてというのが書いてあるので、ここの部分の文章を読むと、意見素案のところ、ふるさと納税で市が損しちゃっているということを市民に喚起しますといったことも書いてあるので、あとシビックプライドの必要性とか書いてあるので。

花野さんが結構書いているな、ちょっと待って。広報ずしがシティプロモーション寄りになっているとは思わない。ただ、実際に市民が「よりよいまちづくりに関わる」ための情報提供や働きかけを行っているかといえば、そうでもない。広報ずしだけに関して言えば、広報ずしの市民モニター募集、広報ずしへの意見を募集、掲載などを行ってもよいかと思う。そもそも市民と行政の距離が近いわけでもないのに、広報ずしだけで、難しい。現実には、逗子という、そういうことだね、そうだね、それはね。

ちょっと今の花野さんの市民モニターのところとかの部分覚えておいてくださいね、覚えておいてくださいね。で、ちょっと飛ばしていいですか、13番、最後。その他意見。これちょっとSNSを使うとかPDFとかJPEGとか、あとそれからさっきの二次元バーコードの話とかウェブページへの誘導ってあるじゃないですか、この辺の部分って、広報ずしの中でどういうふうに扱って

いけばいいんですかね。今回意見書に載けるとしたら。ちょっとこの部分を載つけたほうがいいのかなどという気もしているんですけど、皆さんいかがなですかね。

結局、広報ずしだけだと、広報ずしで興味を持ってもらって、ウェブに誘導するということですよ。そういう点では、特にパブリックコメントの欄なんかは行き先が何も書いていない、不親切なんですよ。そこに、付けられるところになるべくこの二次元バーコードを付けるような工夫をしたらどうかとか、何かそんなような感じの意見とかって入れてもいいのかなみたいな感じはしたんですけど。

○鈴木副会長 はい、いいと思います。情報公開請求が減ってしまうかもしれませんが。

○関根会長 いかがですか。

○花野委員 ウェブと結びつけるというのは、URLを載せるとか。

○関根会長 URLと、それから二次元バーコード両方だと思う、表示のところに。ただ、パブリックコメントなんかを見ていると。

市のホームページの中に詳細があるものに関しては、二次元バーコードと、それからホームページのアドレスを両方記載するというのをに入れていただけませんか。

○矢島情報政策課担当課長 今、パブリックコメントはメール、提出・問い合わせ先のほうで。

○関根会長 パブリックコメントだけにこだわっている話ではないので。

○矢島情報政策課担当課長 全てに。

○関根会長 要は。

○矢島情報政策課担当課長 全部に。

○関根会長 広報誌に載せて、例えば県の特集みたいなのがあったとするじゃない。

○矢島情報政策課担当課長 1の最後のところに、例えば、なお紙面には限りがあるため、現在も取り組まれているホームページへの誘導などを詳しく知りたいときに、どうすれば情報を得られるかを伝える工夫も、今後検討していただきたいことを書けばよろしいですか。

○関根会長 はいはい。

○矢島情報政策課担当課長 1の最後に、シビックプライドの前ですよ。ちょっとそれは案で。

○関根会長 今言った中で言うと、先ほどのこれの情報公開＋情報発信のところまで終わったので、この後残りのその他というところを残り10分で入れなくちゃいけないんですけども、この10分というのはさっき花野さんが書いてあった。

○花野委員 市民モニターですか。

○関根会長 市民モニターの募集とか、情報公開運営審議会の会長が今後委員会に年に1回は出るとか、このその他と書いてあるのがありますよね。近年、行政からの情報伝達だけ、工夫をした住民参加型の広報誌が増えており、逗子市においても、市民が主役の広報誌として市民に親しまれる広報を目指し対応されているところですが、今後、広報誌作りに関しても、市民の意見を積極的に取り入れる仕組みを検討されるよう希望しますで、例えば市民モニターの募集や、情報公開運営審議会の会長が年に1回開催される会議には出席するとか、そういう例えばという、例みたいな感じで入れたいなと思うんですけど。

実はこれ、その他じゃなくて提案というふうにしたいんですよ、ここをその他じゃなくて。

○矢島情報政策課担当課長 これを最後に、これだけ入れるんですか。

○関根会長 今言ったこと全部提案だもんね。その他という言い方が、ちょっと嫌なんですよ。

○矢島情報政策課担当課長 題名を、「その他」から変えていただく。

○関根会長 そう。

小沢先生、何かいいのありません。

○小沢委員 広報誌への市民参加とかいうタイトルじゃ駄目ですか。3番のその他の代わりに。

○関根会長 何とおっしゃいました。

○小沢委員 広報誌への市民参加とかいうタイトルにして。

○関根会長 そうしましょうか。

あと、野々山先生が残したいところがあったんだよな。何だっけ。

- 矢島情報政策課担当課長 先生は、市民ニーズに合ったタイムリーで分かりやすい内容を入れてほしいという。
- 関根会長 それ、素案のどこかに入れられます。
- 矢島情報政策課担当課長 でも最後になってしまうのか、先ほどの防災と、市民が関心が高い情報をどこに入れるかという。
- 関根会長 「及び」だね、そしたら。「及び」だね。
- 矢島情報政策課担当課長 最後に入れるということですか。
- 稲葉委員 希望としては、どこかに広報ずしについて高く評価している委員もあるという意見をどこかに入れていただきたいと思いますよ。この中に、広報ずしについて評価しているというような言葉は一つも入っていない、この中に。
- 関根会長 賛否両論分かれていますからね。
- 稲葉委員 だから賛否両論であれば。
- 関根会長 賛否両論分かれているといったような。
- 稲葉委員 言うなら言うでもいいんですけど、評価の意見もあるということはずひ入れていただきたいですね。
- 関根会長 それは構わないんじゃないですかね。
- 稲葉委員 その原因としては、ほかの市のものと比べているのとか、それから県のコンクールで2位をとったとか、いろいろなそういう客観的な数値もリファしてね。それで、そういうのも。
- 関根会長 ただね、僕、広報コンクールで2位とった、入賞したって評価していないんですよ、元広告代理店の人間としては。というのは、パナソニックもそうなんだけれども、フランスで行われるベネチア映画何とかとかあるじゃない、ああいうののCMってそれ用に作っているんですよ、売るように。だから、コンクールで評価されるものってそれ用に目指して作っているものだから、逆に残るものじゃないですよ。
- 逆に言うと、市民に対して情報提供するものじゃないんですよ。イコール写真が多いから、要はコンクールとして選ばれやすいというふうになっちゃっているんじゃないかなという構図じゃないかと、僕は思っているの。
- 稲葉委員 ですけどね、やっぱりこういう専門家が幅広く見て、いろんなものを比較して評価しているんですから、私はコンクールでとったというのは、そ

れなりの評価に値すると思います。コンクールのやり方がどうだということの前に。

○**関根会長** ちょっとコンクールで評価したというところに関しては、それは入れないとしても、委員の中でも広報ずしに関して高く評価している人もいるというのは、入れるのは別に構わないんじゃないですかね。

○**稲葉委員** それは重要なことです。

○**関根会長** それは事実。

○**稲葉委員** それが重要だと入れていただきたいと思うんですね。

○**関根会長** じゃないと、広報ずしを作る人がやる気なくしちゃいますからね。

○**稲葉委員** 評価がこういう評価だからというので、文頭に付けることを入れていただければと思いますけどね。

○**関根会長** 矢島課長、まとまりました。

○**矢島情報政策課担当課長** どこに入れましょうかね。一番前の部分に入れますか。

○**関根会長** 高く評価しているというのは、最初のほうのページに。

○**矢島情報政策課担当課長** 最初に入れるか、どこに。

○**関根会長** 入れちゃっていいと思いますよ。

○**矢島情報政策課担当課長** それとも、現在の広報ずしは以前に比べ大変読みやすくなっており、のところにに入れる、活用されており、委員の中でも広報ずしを高く評価している者がいますが、最近は写真が多いというふうに、ちょっと否定的になっちゃって申し訳ないんですけど、先に、大変読みやすくなっておりというふうに言って、幅広い層においても得る手段として活用されていて、委員の中でも高く評価している。

ただ、そこでまた「しかし」になってしまうので。それだと。

○**稲葉委員** どこにどう入れていただいてもいいですけど、高く評価という、そのキーワードは。

○**関根会長** 一番最後にアポストロフィーで入れるとか。

○**矢島情報政策課担当課長** 今回のこの意見書は、意見書というか第1回の分は会議録として載りますので、もしあれでしたら、ちょっと意見書提出というふうに決まって、会長が直接市長にお会いしてという段取りをすれば、これをお

渡しして、こういう評価がありましたというお話はできると思うんですけど、意見書の中に入れたいということですよね。

○稲葉委員 だけど、これは番号をとって。

○矢島情報政策課担当課長 はい、会長の印も押します。

○稲葉委員 番号をとってやるんでしょう。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○稲葉委員 審議会の。

○矢島情報政策課担当課長 の番号です。

○稲葉委員 名前で出すんですよね。

○矢島情報政策課担当課長 はい、そうです。会長名で出します。

○稲葉委員 会長名であっても。それならやっぱり皆さんの意見をぜひ入れていただきたい。会長が個人名で出されて、番号もとらないで出されるんだったら、私どもは何も言いませんけどね。

○矢島情報政策課担当課長 そうしたら、3行目のところで、現在の広報ずしは以前に比べ大変読みやすく、幅広い層において市の情報を得る手段として活用されています。委員の中でも高く評価する者があり、委員の中でも広報ずしを高く評価している者がいますと。

○関根会長 括弧でもいいんじゃない。

○矢島情報政策課担当課長 「しかし」になってしまうんですよね。

○関根会長 括弧でもいいんじゃない。文章のどこかに。

○矢島情報政策課担当課長 活用されていますのところに。

○関根会長 括弧、うん。

○矢島情報政策課担当課長 ちょっとここは工夫させていただいて。

○花野委員 この素案って提出、関根会長が市長さんとお話しする前に、私たちはもう見る機会がないんですか。

○矢島情報政策課担当課長 いえ、今日の御意見を入れて、もう一回メール等で確認をしていただいて御意見をもらわないと、それは出せないです。それで最終的に皆さんがオーケーであれば、今日はお時間がないのでどうするかという話なんですけれど。

それをもって、今日の時点で、この今出た意見で修正はかけるんですが、意

見書を出す前提で話がずっと来ていたものですから、そこは全然諮っていなかったというところで、先にちょっと事務局のほうでも、会長にそれは諮っていただきたいということで、先にお話ししてしまったので、意見書の案が固まる前に諮ってしまったというところでは申し訳なかったんですけども。

当然、これで何も見ないでということではないです。オーケーがとれましたら決裁を、最終会長決裁になります、をとって出すという形になるんですけど。

- 関根会長** 取りあえず、今この場で出すということで合議はしていいわけですよ。その後、完成したものを出して修正してほしいというものが出てきたら、そこは修正をするかしないかということを会長決裁ですということですよ。
- 矢島情報政策課担当課長** 多くの意見が出たら、やはり皆さん全員に回しますので。
- 関根会長** もちろん、ええ。
- 稲葉委員** これを会議の番号をとって、公の文書として審議会の委員で、代表は会長であっても出すということなんですか。
- 関根会長** そうです。
- 稲葉委員** 会長名だけで出されるんだったら、別にあまり何も申し上げませんが、会として出すのであれば、やはりこういう意見もあった、こういう意見もあったというのは確実に書いていただきたいなど。
- 花野委員** それは後ほど皆さんにこれでいいですかというところを、矢島課長が流されて、それでちゃんと自分の意見がということですよ。
- 稲葉委員** 最後に。
- 関根会長** 別にこれをそのまま添付する方法だってあるんですよ。このまま添付するという方法だって、補足資料として。
- 稲葉委員** こちらはね。
- 矢島情報政策課担当課長** 皆さんのこういう意見もあった、こういう意見もあったということを意見書として出すわけではないので、やはり皆さんでこの内容でいいかどうかというのを諮っていただいて、この部分は駄目ですよというようなことがあれば、当然意見を言っていただいて、それで皆さんで合議で決めていただきたいと思いますので。最終的に多数決といっても、やはりそれぞれ

御意見も全部出した上でという形でないとまずいと思いますので。

○稲葉委員 先ほどから申し上げていることが盛り込まれれば結構ですけども、私としては。

○矢島情報政策課担当課長 先ほどの、広報ずしの評価をなさってらっしゃるといことが盛り込まれて。

○稲葉委員 一つですね、はい。

○矢島情報政策課担当課長 あと、それぞれ、これは代表して出すので、その中に入っていなければいけないということですよ。あと、それぞれの意見があったというのは、どこかに入れたほうがいい。

○稲葉委員 これは全部。

○矢島情報政策課担当課長 これは会議録として公表されますので。

○稲葉委員 それは全然構いませんけど。これは今日の審議で一つの文書まで出来上がって、それをスルーして見ていないから、また皆さんに会議したらいろんな意見がいっぱい出てきて、まとまりが大変だなとは思っていますけどね。

○関根会長 ちょっと今日はある程度。

○稲葉委員 ほかにこういうことを足してくださいとか。

○関根会長 一個一個やっていったので、そんなに大きくずれることはないと思うんですよ。修正するといっても。

○矢島情報政策課担当課長 今日あった意見を入れて、これでよろしいですかという形になってしまうので。

○関根会長 そうですね。

○稲葉委員 なるほど。

○矢島情報政策課担当課長 それで、今、もう一度どこそこにこれを入れましょうと。あとは事務局に少し言葉を足してもらって、これでいいですかということ、会長に全員に諮っていただくような形になりますので。

○関根会長 そう、それで細かくここに入れましょう、あれに入れましょう、こういう言葉にしましょうというところまで、実は詰めていたんですよ。だから、今日言われた内容がほぼそのまま文面として行くという形になるので、皆様に届く内容は、今日ここで合議して、問題ないですねと一個一個確認していったつもりなんですけども、それに沿った形のものになるはずですよ。

だから、大きくここをこういうふうに入れてくれ、ああしてくれという意見は出ないはずですが、ここで意見が出ていない限りは。

○小沢委員 この後やってもいいですか、それを。この後それを言ってもいいですか。

○関根会長 それをやっちゃうともう。

○小沢委員 そういうことじゃなくて、今のでやっていないところもあるじゃないですか。

今思ったのは、私、2番のシビックプライドの醸成についてというのは、会長の基本的な考え方で大事なところだということは分かるんですけども、この文脈の中で、これって広報誌についての提言をするにあたって、何かこう抽象的過ぎませんか、みたいな感じがするんです。

あと、3番目のところは、市民モニターには賛成なので市民モニターはいいと思いますけど、あくまで広報誌について意見を言うのは、審議会として意見を言うので、会長が個人であちらの広報委員会に行くというよりも、意見を聞きに広報委員会のほうが来てくれるならいいんですけども、ここで提言するのは、市民モニター制度とかあたりにとどめておいたほうがいいんじゃないかなというのが私の意見で、一応言うことは言わないと、次のこの文面に生かせないので言いました。

以上です。

○関根会長 一応ここに関しては例えばという言い方なので、両方があってもいいと思うんですよね。

○小沢委員 でもそれだと、その提案はこの審議会の総意としてこういう提案、もちろん取捨するのは市のほうだけれども、総意としてそういう提案をしましたというふうに読めるんだけれども、私は市民モニターには賛成だけれども、審議会の会長が広報委員会に行って意見を言うというのは賛成じゃないです。

なぜかという、年に2回しかないんだから、ここでの総意を会長に伝えて、会長がそれをおっしゃってみたいなことにはならないので。

○関根会長 それは違う。

○小沢委員 だから、ならないのでということです。

○関根会長 それは違う、それは違う。ここでは広報ずしの件に関しては審議を

しないです、来年以降。

○小沢委員 そうだとすると、個人として参加するという事なので、何かあて職みたいな感じで行くというのはいかがなものかなと思うので、それだったらもっと幅広く、市民のいろんなところに関心がある方が自由に言えるような形の制度はいいと思うんですけど、あんまりあて職の人が行くみたいなのは実効性がないし、どうなのかなと思いました。

○関根会長 ただ、ある程度こういう専門的な意見を言える方というのがそういった会に参加する意義って、でかいと思うんですよね僕は。市民モニターはあくまでも一般の市民モニターでしかない。でも、こういう方たちというのは、市民モニターよりももっと意見を言えるし、今まで議論してきた中でいろいろ考えてきた方なので、その方と市民モニターは同一ではないから、僕はこの次期やる会長は、そういった会に出席するべきだというふうに思うんですよね。じゃないと、こういうことが生かされない。

別にそこで会長が意見を言うか言わないかは、それはもうそのときの会長の判断で構わないと思う。

○小沢委員 そうすると、先ほど申し上げたように、審議会の会長として行くわけじゃなくて、単に会長になった人が、その人の個人の意見を言いに行くということですよ。

○関根会長 そういうことです。

○小沢委員 そうすると、条例上22条というのは、あくまで審議会として広報誌についての意見は言えるけれどもという建前になっていますけれども、そこで審議会という合議体と、会長という個人の役割がどうも整理されないような気がします。

それと、やっぱりこの良い点というのは、市民の方が身近な自分の生活とか体験を基に意見が言えるというのが良い点であって、そういう意味では市民モニターと同じじゃないかなと。

○関根会長 その部分に関しては、審議会の会長は、じゃ、その会に参加しちゃいけないということは記載されていないですよ、別に。

○小沢委員 参加しちゃいけないというか。

○関根会長 記載されていないわけだから、別に22条に縛られる必要ってないじ

やないですか。

○小沢委員 でも提案するわけだから、この審議会の総意としての提案についての、私の賛否を申し上げているだけです。

○関根会長 一員として参加するという話ですもん。第22条とは全く関係ないです。

○小沢委員 全く関係がないんだったら、ここで提案、この意見書の中の提案もどうなのかと思えますけど。

○関根会長 この提案とあれとはまた話が違います、参加するということと。

○矢島情報政策課担当課長 例の中に、情報公開運営審議会の会長を入れる必要はないんじゃないかなとは思うんですね。提案をされた、広報のところで市民の意見を積極的に取り込む仕組みを考えたときに、その観点から、そういう委員さんである方から出てくれないかという話になれば、また別だと思えますけど、例示として。

○関根会長 だからそういうことだよ。だから例示としてと。

○矢島情報政策課担当課長 例示をすると、情報公開運営審議会として会長が出たほうがいいんじゃないかというふうに。

もともと広報誌等による情報提供がということで、ハンドブックの154ページにも書いてあるんですけども、広報誌等の情報提供の在り方等について、定時的に諮問し、その答申に応じて改善を図るものとするということで、定時的な諮問がないという御指摘があるところになります。市長のほうから諮問が16年以降ないんですね。そこはどうなんだという話はあるんですけども。

○関根会長 だって、市民モニター制度だって、今あるわけじゃないじゃないですか、それに対しては。

○矢島情報政策課担当課長 ですから、例示で出さなくても、それは先に委ねることですよね。できないですかね。ちょっとそれは皆さんの御意見なので、私のほうでは。

○関根会長 委ねるといふか、例示に入れることの何がいけないんですか。

○小沢委員 私はそういう形での参加は賛成ではないので、私の意見は。なので、例示ってやっぱりこれがいいよねということですよ。それをやったほうがいいよと思っているということだから、例示しているわけですよ。

そういう中で、市民モニターは私もぜひやったほうがいいと思うので、例示することは賛成なんだけれども、次期の審議会の会長があて職としてそれに参加するみたいなシステムをつくることには賛成ではないので、私は例示には反対だと言っていることです。

○**関根会長** それは小沢委員の意見ということですよ。

○**小沢委員** はい。

○**鈴木副会長** 私もさきほど言いましたように、今回の提言書は語尾が緩くなるだろうと思っています。さっき聞いたときは、私は聴講での参加かなと思っていました。意見を言うとか聞くのは違う話になりますので、例示は避けておいたほうが良いと思います。

○**関根会長** 花野さんはどう思います。

○**花野委員** 例示としても、小沢さんにお聞きしたいんですけど、これが重みのある提案書というふうにおっしゃられたんですけど、例示として、例えば会長が参加するという、あくまで例というのもその重みを含むものなんですか。

○**小沢委員** 私は重みがあると思うし、むしろそういう重みのあるものとして受け止めてもらいたい、市長には。例示も10、20出して「好きなものを選んでください」ならともかく、たった2つしか例示がないんだとすると、両方共当然受け入れてくれるべきだよ、受け入れないならそれなりの、こういうことだからそれはできなかったよと返事ぐらいよこさないよという、そんな感じの意見書だというイメージで私は思っていたので。

○**関根会長** それはちょっと桐ヶ谷さんとの話合いの中で、僕と桐ヶ谷さんとの関係の中で話はしますけれども、僕はあくまでも例示ということであれば、だってここで決められないんですもん。それ以上のこともそれ以下のことも、審議委員会の参加のことだって決められないんだもん。決められないことを、例示をするから重くなる、重くならないということじゃないと思うんですよ。

○**小沢委員** 例示したことについて、それは検討した結果できませんでしたというのであれば、それは市長なり担当部局の方が、そのときの会長に対してせっかく御提言いただきましたけれども、これこれこういうことでそれはできませんとか、ここの部分は採用しましたと返事をすべきであって、雑談の中で済まされてはいけないと思います。

- 関根会長** 雑談の中で済ますというよりも。
- 小沢委員** だから、きちんと提言したのであれば、それに対して、ここはこのように検討した結果どうだと。
- 関根会長** そういう仕組みづくりをするというのも一つの方法ですよというふうに、意味合いで言っているんですけどね。
- 小沢委員** 思いつくものを全部言いましたじゃなくて、やはりこちら、ある程度の総意として、こういう提案がいいと。
- 関根会長** 市民モニターが一番良いかどうか分からないじゃないですか。
- 小沢委員** 私はでも、だからそれは私の意見としては、市民モニターは賛成だけれども、審議会の会長が参加するというのは賛成じゃありませんということです。
- 関根会長** なぜ賛成じゃないんですか。
- 小沢委員** それはさっき一応言ったつもり、それに説得力がなかったらそれはすみませんですけど、一応理由は言った気はするんですが。
- 関根会長** もう一度教えてもらえます。意味が分からないから。
- 小沢委員** さっき矢島課長からもおっしゃいましたけれども。
- 関根会長** それは法律の話ですよ。
- 小沢委員** 法律のじゃなくて、このハンドブックの中での審議会の役割と、広報誌に対しての審議会の役割ということだと、審議会が広報誌に対して、会としていろいろ言えるということが書いてあって、だから今ここでそういう会議をしているわけですよ。
- それを、広報誌の在り方について、審議会の会長という立場で行っても、その会長ってやっぱり、一個人として出るんだとすると一市民だし、会の総意として行くことはできない、それはこの会議体からすると、そんなことを検討している機会がないので、年2回しかないの。とすると、参加の仕方としては、一市民として自分の個人的な意見を言いに行くにも関わらず、立場としては審議会の会長として参加しているみたいなことになると、何かそこがどう整理していいのか分からないと、齟齬があるように思うんですけど。
- 関根会長** それはある程度情報公開運営審議会の会長から見ているからですよ。情報公開運営審議会の会長というのは、公平公正というふうな目で見えていかな

くちやいけないし、それなりの責任を持った上での発言をするというのが、僕はそういう立場の人間だと思っているから、次期会長になられる方というのはそういった方がふさわしいと思うし、そういう意見が言える方がふさわしいと、僕は思っているんですよ。

だから、そういった人が今回こういう議論で培ったことをその会で言うということ、僕は一個人で出るということはすごくメリットがあることだと思うし、この意見書を出す以上、審議会の会長が出ないで、はいそこで終わりというのも、それはそれで無責任な話だと思うんですよ。

○小沢委員 それは22条に従って、今まで定時的に諮問・答申とかがなかったけれども、諮問・答申まではしなくても、この意見書を受けてこのように検討してこう変えましたとか、そういうのは御報告にここに来てくださればいいんじゃないでしょうか。

○関根会長 よりよい広報誌を作りましょうよと言っているわけじゃないですか。言っているわけですよ、今、よりよくしましょうよというふうに言っている中で、じゃ、審議会の会長が出ないで、あの文面だけで伝わります。伝わらないですよ。

○小沢委員 伝わらないんだったら、ちょっと意見書自体を見直したほうがいいと思う。

○関根会長 もしやるのであれば、次期、次回以降の広報の担当者呼んで、また広報誌について話し合いましょうよということをするということですよ。

○稲葉委員 今おっしゃるように、これが出たら市長はどう対応されるかと。広報ずしの編集者を呼んでああしろああしろと言うのか、とにかくこれに対して矢島課長のところに返事の文書を書けとか、そういうことまで起きるんですかね。出しっぱなしのおつもりですか。

○矢島情報政策課担当課長 いや、それは。

○関根会長 いや、それは多分会長と市長との話し合いの中での約束事になると思います。どういう方向になるかは分からないけれども。

○稲葉委員 どうなるかは分からないけど。

○関根会長 分からないけど。

○稲葉委員 返事が来るかもしれないし。

- 関根会長 ただ一つ言えることは、敵じゃなくて味方ですよ。
- 稲葉委員 要するに審議会に対して返事が来るかもしれないし、来ないかもしれない。だけど、広報ずしの改訂に反映すると。
- 関根会長 答えは要求するつもりです。
- 稲葉委員 要求しますか。
- 関根会長 します。
- 稲葉委員 会に。
- 関根会長 会に。
- 稲葉委員 あ、そうですか。それはどこかに書くわけですか。
- 関根会長 ここには書かないです。口頭で回答をお願いしますという話はしますよ、桐ヶ谷市長に。
- 稲葉委員 口頭で回答をお願いしますと。
- 関根会長 しますと言いますよ。別に書いても構わないですけども、回答をお願いしますということ。
- 小沢委員 大体書かなくても、行政の通例として、審議会というところが意見を出せば、何らかの回答は市はしますよね。だって、市から選ばれた私たちなんであって。
- 関根会長 だから、当然その中で例示したのものに関しても、向こうが必要と考えれば回答の中に入れてくるでしょうし。だって桐ヶ谷さんだって、一つの意見に集約されるよりは、幾つかのアイデアがあった上で、その中で。
- 小沢委員 であれば、そこは審議会の総意としての例でなくて、会長が市長とお会いになるときに、ここに書いた以外に私の私案としてはこういうのも考えていますよとおっしゃっていただくのは、それは別に全然異存はございません。
- 関根会長 譲るか。
- 矢島情報政策課担当課長 そうしましたら、3のところを、今、市民の意見を積極的に取り入れることができる仕組みというところに、例えば市民モニターなどというようなことで入れるということによろしいですか。
- 関根会長 そう、いいです。
- 矢島情報政策課担当課長 その他になっているところは、広報誌への市民参加ということで。

○関根会長 そうですね。

○矢島情報政策課担当課長 ということで、先ほどからお話にあったのが、一つだけちょっと入れる場所が迷っているところがあるんですけど、情報量が少ないとホームページにも誘導できないというようなところは、2ページ目にある5行目のところの後ろにつける、「一方」の前に。ので、ただ一方、必要以上の情報量になると難しいから工夫してくださいねというような形にするというのが1点と、あと、13行目にある情報がコントロールされているのではないかというのは取って、検討の中では、市民が本当に知りたい情報が広報ずしにより提供されているのか疑問があるという意見もありましたという言い方にすると。

それから、1の最後のところに、なお紙面には限りがあるため、現在も取り組まれているホームページへの誘導など詳しく知りたいときに、どうすれば情報を得られるかを伝える工夫を今後も検討してくださいというのを入れると。

それから、先ほどの3のところを、広報誌への市民参加というふうに直して、ちょっと3のところを変えて、市民モニターなど市民の意見を積極的に取り入れることの仕組みを検討されるよう希望しますでよろしいですか。

というのと、あと、稲葉委員の、委員の中でも広報ずしを高く評価しているというのを2ページ目の3行目のところの、「活用されています」の後に入れる。

あと、先ほど、例えば防災等市民の関心が高い情報はどこに入れましょうという。あと、野々山委員からあった市民ニーズに合ったタイムリーで分かりやすい内容。

○関根会長 そことそこはジョイントさせちゃっていいと思うんですよね。

○矢島情報政策課担当課長そこは。

○関根会長 野々山委員のところと、あとそれから防災のところは。

○矢島情報政策課担当課長そこはどこに入れたらいいかという。

○小沢委員 市民モニター制度の前に、こういうのもあるので、市民のニーズを拾い上げるためにみたいな。

○矢島情報政策課担当課長それをちょっと工夫してみます。できるかな。

という形で、今はそれを盛り込むのと省く予定と、あとちょっと寄附の附と

か、あと文字が小さめに作っているんですね。なので、もしかしたら大きい字にして出すのと、4月以降になりますと発番号が3情公運発で番号を取るような形になりますので。全体的に調整してから皆さんに。

○稲葉委員 3月中の日付で出すんですか。

○矢島情報政策課担当課長 いえ、今ここは日にち入れていないですが、皆さん4月27日まで任期がありますので、4月に出すことができますので。

○関根会長 一応合議で出すか出さないかとか、ここで決をとらなきゃいけないんですよね。

○矢島情報政策課担当課長 基本的に今の内容で直す方向で、いかがでしょうかということ。

○関根会長 そうですよ。

じゃ、すみません、いろいろ大変でしたけど、合議制ということで、なるべくなら全員の御賛成をいただきたいと思うんですが、賛成じゃない場合は決をとることにいたします。

この意見書、今修正されたものが手元にありませんけれども、矢島課長のほうからきちんと作成してくださると思いますので、この状態ですけれども、桐ヶ谷市長へ意見書を出すということによろしいでしょうか。異議なしということで。

○小沢委員 積極的に反対はしません。すみません。特に。

○矢島情報政策課担当課長 重たいものとして皆さん受け止めて。

○関根会長 今手を挙げたのは。

○鈴木副会長 賛成でいいです。この2時間が何だったと。

○小沢委員 そうです、何かここで反対とか言ったら、みんなうわっとなっちゃうので。

○関根会長 じゃ、すみません、ちょっと大分時間が過ぎちゃったんで、最後に一言ずつ、ちょっと感想とかいきたいと思いますので、じゃ、まず鈴木副会長のほうから。

○鈴木副会長 けんけんがくがくのところもあり、大変なところもありましたけど、楽しみもありました。ありがとうございました。

○関根会長 次回もよろしくお願いします。

○**栄田委員** 多分私は今回限りで終わりになりますので、本当にいろいろありがとうございました。子育てをしてちょっと手が離れてきたところにこういう社会に参加することができて、とても感謝しています。ありがとうございました。最後の最後にとっても貴重な時間をありがとうございました。

○**小沢委員** すみません、忙しいと伺っているのに話を延ばしてしまいすみません。

○**稲葉委員** どうもいろいろ、特に会長にはいろいろ引っ張っていただきまして、会議の運営についてありがとうございました。これからもこの審議会がよく続きますように、いい活動ができるように願っております。

○**関根会長** 僕は稲葉さんに関してはかなり御高齢だったので、意見がどれぐらい出るのかなと思っていたんですけども、かなり、前職何をされていたのかちょっと記憶がないところなんですけど、かなり見識のある方だなというふうに非常に思いましたので、その辺はありがとうございました。

○**花野委員** 初めてこういう審議をする委員になったんですが、会長に大いに引っ張っていただいて、まとめていただいて、本当御足労があったと思うんですが、本当にありがとうございました。

引き続き、今回提案をさせていただき意見が次の審議会に生かされて、審議にとっても本当に広報しかり、情報公開制度しかり、いい仕組みになることを期待しつつ、来期も参加させていただきますので、貢献できればと思っております。

○**関根会長** 非常に期待していますので、よろしく願いいたします。

○**花野委員** いえいえ、ありがとうございました。

○**小沢委員** すみません、御迷惑をおかけしました。私は今期限りで無事卒業でございますので、あとは陰ながら時々ホームページをチェックしながら、議事録なんかも楽しみに読ませていただこうと思います。

以上です。

○**野々山委員** 私1期目でしたけれども、多分会長は大変だなというふうに。皆さん御苦労さまでした。特に事務局の方、本当に御苦労さまでした、ありがとうございました。

○**関根会長** じゃ、最後に。私も今期で退任させていただくことになりまして、

ちょっと中途半端な感じで退任するような形になりますので、次期会長に関しては、この中からぜひふさわしい方がいらっしゃるなというふうに思っていますので、引き続き桐ヶ谷さんと話した中で宿題が出る可能性も出てきますし、これがちょっとまた続く可能性もありますし、またちょっと別の方向になる可能性もありますし、とにかく僕が出た当初のこの情報公開審議会って、単なる御報告だけで終わっていたんですね。

ここまで改革に荒れたというか、こういうのって大分久しぶりじゃないかなというふうに思っていて、これはもう私が逗子に引っ越してきたときに、逗子で何かできることはないか、こんないい土地で、その思いでこの情報公開運営審議会に入って、ようやく6年たって、一つの市への提言ができるなということで、これが将来の子供ですとか御高齢の方とか、全ての市民の方に役立っていただければ非常にうれしいなということで、皆様からいろんな意見はありましたけれども、総意いただいたということで、非常に大変お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私事なんですけれども、次にやることを決めていまして、実はまちづくり課等を含めて、逗子市の市議会議員も含めて、携帯電話の普及で、今5Gが普及してきますよね。実は4Gに関して、発がん性の有無に関しては、実はまだ実証されていないんですね、WHOの諮問機関であるところに関しても。

5Gになると、もっと距離が短い間隔でアンテナを立てていくことになるんですよ。そうしていった場合に健康被害というもの、特にがんですね、健康被害が生じる可能性があるということで、そのことに関して鎌倉市は条例があるんですが、逗子市は何も条例がないんですよ。僕なんかはICD入っているし、そういった意味で、ちょっと携帯電波に関する条例案をつくることにちょっとかけようかなと思ひまして、無給で働いていますそこは。

以上でございます。

本当に2年間ありがとうございました。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、事務局からよろしいですか。

1点目は御報告ですけれども、現在情報政策課情報公開係なんですけど、4月から情報政策課がデジタル推進課ということで、経営企画部に移ります。ですので、また情報公開係が情報公開課として独立して、平成29年度以前と同じ、

総務部情報公開課として同じ場所に対応してまいりますので、よろしくお願ひ
します。

それから、先ほど皆さんお話の中であつたんですが、情報公開運営審議会委員の任期と、次期会議等の予定なんですけれども、現在の委員の任期は本年の4月27日まででございますが、関根会長、栄田委員、小沢委員におかれましては今期をもって任期満了となります。そのほかの委員におかれましては、継続について御内諾いただくことができました。今年度の会議は本日をもって最後となりますけれども、今後もよろしくお願ひします。

それから、市民委員の公募につきましては、4月広報、市ホームページで掲載する予定でございます。

小沢委員の後任につきましては、情報公開審査委員の前田氏に御内諾いただいているところです。

今回の会議開催は、コロナの感染症関係で、収束はというところであり、先行きが読めない状況ですけれども、例年どおり6月頃の開催予定を考えておりますので、またお近くなりましたら御連絡申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○関根会長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4時44分閉会